

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年 1月11日	
【会社名】	株式会社エヌリンクス	
【英訳名】	NLINKS Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗林 憲介	
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋二丁目14番 8号 池袋NSビル5階	
【電話番号】	03-5957-2170（代表）	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 栗林 圭介	
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目55番 2号 鈴木ビル2階	
【電話番号】	03-6825-5022	
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 栗林 圭介	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	425,850,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	195,480,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	110,772,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年3月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成30年4月10日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書並びに平成30年4月19日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の独立監査法人の四半期レビュー報告書の記載の一部に誤りがありましたので、訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

独立監査法人の四半期レビュー報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

独立監査法人の四半期レビュー報告書

（訂正前）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月5日

株式会社エヌリンクス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌリンクスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

（後略）

（訂正後）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年3月5日

株式会社エヌリンクス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 篤 史  
業務執行社員

---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌリンクスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

（後略）

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 3月 5日

株式会社エヌリンクス  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高 橋 篤 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エヌリンクスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第8期事業年度の第3四半期会計期間（平成29年9月1日から平成29年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年3月1日から平成29年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エヌリンクスの平成29年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。